

かながわ歴史教育を考える市民の会 たより

しゅうまい

かながわ歴史教育を考える市民の会  
〒235-0036

横浜市磯子区仲原1-1-28

労働総合センター内

TEL045-773-4465/Fax045-774-8075

<http://www11.ocn.ne.jp/~reksimin/>

No. 47 2009年2月10日

## かながわ歴史教育を考える市民の会

### 08年度スタディーツアー報告

神奈川県高等学校教職員組合

飯川 賢

今年度のスタディーツアーは、教科書検定問題や、大江・岩波裁判で、歴史認識に関する問題で注目された、沖縄に行きました。最初の2日間の平和ガイドをしていただいた沖縄平和ネットワークの事務局長である川満さんからも、いくらスタディーツアーだからといって、もう少し遊びがあってもいいんじゃないですか、といわれるくらい「スタディー」を極めたツアーでした。でも、楽しくツアーが終えられたのは、一緒に参加した皆さんのおかげだと思っています。

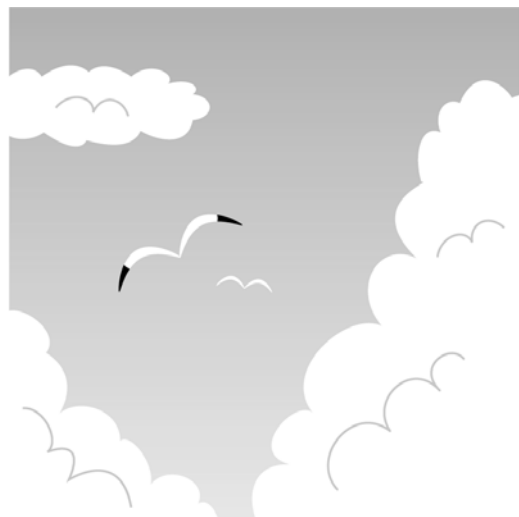
12月20日、沖縄に到着すると、まずは、対馬丸記念館にむかいました。対馬丸の悲劇についてはアニメなどでも知られていますが、映像やジオラマなどを使ってリアルな展示となっていました。

続いて、沖縄戦当時第32軍司令部が置かれていた首里城の脇の公園に移動し、そこで説明を聞きました。平和ガイドの川満さんのお話は単に戦争当時のことだけでなく、文化、歴史、離島の感情といったことにも触れられ、目から鱗、といった内容も多く、大変勉強になりました。

その後、沖縄国際大学非常勤講師の津多則光さんから、大江・岩波裁判に関する「集団自決」関係のお話を伺いました。夕食交流会は、平和ガイドの川満さんも、講演をお願いした津多さんもご一緒いただき、楽しいひとときを過ごしました。

21日は、最近内部が見学できるように整備された、南風原陸軍病院壕の見学からスタートしました。そばには、市民の寄付で作られた「九条の碑」や平和を願う鐘もあり、ゆったりと過ごすこともできる公園として整備されていました。地元の人が担っているガイドの方から陸軍病院としてどのように使用されたかなどを含め、内部を案内していただきました。また、ガイドの川満さんからは、神奈川にも戦争遺跡がたくさんあるが、この南風原陸軍病院壕の保存の仕方は自治体へのとりくみを含めて先進的なものであるという話がありました。

つづいて八重瀬第一野戦病院壕に行き、その周辺での



戦争中の住民の避難状況について話を聞いた後、ちょうどその日に平和ネットワークで調査を行っている轟の壕に行きました。戦争中に住民や兵隊が逃げ込んだ壕です。全く光のない暗闇の世界で、外は砲弾が降ってくる中、当時の避難住民たちがどのような気持ちでこの中にいたのかを想像するだけでも、戦争の恐ろしさの一端を追体験できると思います。

昼食後、平和の礎・県立平和祈念資料館へ行きました。平和の礎は戦争中の死者を国を問わずに刻銘していますが、そこに刻銘されている人を検索できる装置があります。そこで、いわゆる「集団自決」のあった渡嘉敷島や座間味島を検索すると、同じ日、同じ時間、同じ場所で亡くなった方がたくさん出てきます。「集団自決」以外には考えられない検索結果です。昨日の講演とあわせて、教科書問題自体が火のないところに煙を立てたものと確信できます。

その後、ひめゆりの塔・ひめゆり平和祈念資料館を見学し、那覇市内に戻ってきました。首里のライブハウスアルテで南風原高校教諭の宮城千恵さんから「祖父の『集団自決』と英語絵本づくり」という題でのお話を伺いました。絵本の英語の教材ということで、学校で使った様子などもビデオで紹介があり、平和への思いとともに印象的なお話しでした。

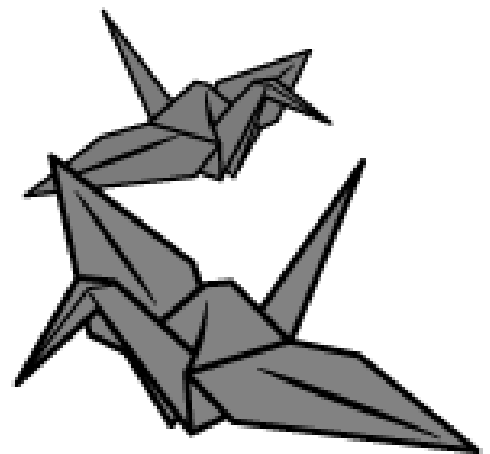
夕食は琉球舞踊を見ながら、沖縄料理で沖縄を目と口で味わいました。平和ガイドの川満さんにはこの夕食までおつきあいいただきました。

22日の午前中は元沖縄県教組委員長の石川さんのガイドで嘉数高台で普天間基地を見た後、米軍のヘリが墜落した沖縄国際大学に立ち寄って、説明を受けました。その後に行った佐喜眞美術館では、学芸員の方から、丸木夫妻の沖縄戦の図について詳しく説明を受け、一連の作品の細部まで鑑賞することができました。

昼食後は、若手イケメン平和ガイドの北上田さんの案内で、嘉手納の道の駅から嘉手納基地を見ました。その後の座喜味城跡では世界遺産の城壁を解説してもらい、沖縄戦闘時の米軍上陸地をパノラマとして見ることができました。その後、チビチリガマ・シムクガマをガイドしていただき、バスの中で、高嶋伸欣さんから教科書検定問題に関するミニ講演を受けることができました。夕食は、ライブで島唄を聴きながら沖縄料理を食べ、カチャーシーで盛り上がりました。

最終日の23日は空港集合まで自由時間ということで皆さんそれぞれに沖縄を探訪したと思います。

限られた字数の中で表面的に紹介するだけになってしまいましたが、ツアーの目的であった歴史認識に関することは十分に、そして、基地の現状の一端や沖縄の文化の一端についても触れることができた、盛りだくさんの楽しいスタディーツアーでした。



「市民の会」では昨年12月8日、

別紙のように神奈川県教育委員長、教育長宛に

『学校における「日の丸」「君が代」の扱いと「思想・良心の自由」の確保についての申し入れ』

松沢知事宛に

『「国旗・国歌」に対する態度の強制を明言し、  
教育内容に介入する発言に抗議します』

の申し入れを行いました。

2008 年 12 月 8 日

神奈川県教育委員会委員長 平 出 彦 仁 様  
神奈川県教育委員会教育長 山 本 正 人 様

## 学校における「日の丸」「君が代」の扱いと

### 「思想・良心の自由」の確保についての申し入れ

かながわ歴史教育を考える市民の会

共同代表 高 嶋 伸 欣  
江原 由美子  
宇 野 峰 雪

私たち「かながわ歴史教育を考える市民の会」は、子どもたちが豊かな人間性と創造性を備えて成長し、近隣諸国をはじめ世界の人々とともに平和な世界を築いていけるよう、歴史の事実を学ぶ歴史教育を中心に多くの課題に取り組んできました。

中でも、「日の丸」「君が代」の扱いについて、神奈川県教育委員会の指導が年々強制を強めていくことを危惧し、毎年卒業式に先立って、日本国憲法が保障する「思想・信条、良心の自由」を侵害することが無いよう、申し入れを続けてきました。しかし、納得のいく回答をいただいたことは無く、強制は年々強まっています。

神奈川県には 思想・信条や宗教などの情報の取扱を禁じた先進的な「個人情報保護条例」があります。県教育委員会は「君が代斉唱」時に不起立だった教職員の名前を校長から申告させていましたが、そのことについて、「不起立者」の氏名収集は、「県個人情報保護条例が収集を禁じている思想信条の情報である」として、県個人情報保護審査会、県個人情報保護審議会が相次いで「不適當」との答申を行いました。にもかかわらず、県教育委員会はそれを無視して収集を継続しています。これは県教育委員会が法に違反しても良いという範を示したものであり、行政が教育を通して思想統制を進める意志を明示したものと、私たちは許すことができません。さらに県教育委員会は、今年の卒業式・入学式に新たに指導主事を派遣しています。

県教育委員会の「日の丸・君が代」の強制のどこに遵法の姿勢が見られるのでしょうか。2006 年に成立した改訂教育基本法5条の2項に「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」とあることを実現するために、2007 年に改訂された学校教育法には、「自主、自律の精神、公正な判断力、思考力、健全な批判力」を養うことが第21条、第30条、第51条に明確に規定されています。「日の丸・君が代」の強制でこの目標が達成できるのでしょうか。これを実践するのは教職員の使命です。思想・信条の自由のない、ただ命令に従うだけの教職員にこれを実践できるのでしょうか。自主、自律の精神を持つことを許されず、自分で考え、判断することを封じられた教師の姿を子どもたちに示せというのでしょうか。

教職員に対する「日の丸・君が代」の強制は、実質的に児童・生徒への強制にほかなりません。自分で考え判断することができず、ただ従うだけの人間を作ることになるでしょう。

国歌斉唱時に起立するのは「マナーである」「常識である」とも言われますが、「国旗・国歌法」制定時

から、これには思想・信条が深くかかわることが論議の争点となり、強制はしないことが政府によって約束されています。思想・信条にかかわり、判断が分かれる事柄について、常識とかマナーと言って押しつけることはできません。

昨年9月21日の東京地裁判決は、「職務命令で起立や斉唱を強要することは『思想・良心の自由』を保障する憲法19条に違反する」という判決を出しました。県教育委員会は、「日の丸・君が代」の指導は、学習指導要領に則った正当なものであると主張されますが、教師に対し、ひいては子どもたちに対する指導と称する強制は、以上述べたように、違法行為にほかなりません。

学校における子どもたちへの強制が、保護者や地域への強制となっていくことは、歴史が証明しています。自由に物の言えない社会をもたらし、民主主義を崩壊させ、「子どもたちを戦場に送る」ことに繋がっていかうとしています。県教育委員会が発表した「かながわ人づくり宣言」はこんなことを目指しているはずはないと信じます。

私たちは、県教育委員会が子どもたちや教職員の「思想・信条及び良心の自由」の確保と、法に従った教育行政を行うことを願って、以下の点について再度申し入れ、文書による回答と話し合いの場の設定を求めます。

## 記

1. 神奈川県教育委員会は、知事や議会等の政治の不当な介入を排除すること
2. 県教育委員会は、県個人情報保護審査会・同審議会の「氏名収集は不適」との答申を真摯に受け止め、「君が代斉唱時」の不起立者の氏名収集をとり止めること
3. 県教育委員会は、卒業式入学式等の実施内容について特定の方法を提示した通知や、実施状況の監視・実施内容状況調査を絶対に行わないこと
4. 県教育委員会は、市町村教育委員会の主体性を尊重し、「日の丸・君が代」実施の指導と称する強制を行わないこと
5. 県教育委員会は、憲法、学校教育法、学習指導要領それぞれの法的優位性をどう認識されているか、明快に説明すること
6. 県教育委員会は、東京地裁判決を尊重してこれに従い、「日の丸・君が代」実施に関する職務命令や教職員の処分を行わないこと。
7. 県教育委員会は、各学校の主体性と生徒の意見を尊重し、すべての学校行事をそれぞれの創意によって主体的に行うことを保証し、思想・良心の自由を尊重した方法をとるよう、県内の学校を指導すること。

2008 年 12 月 8 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 様

「国旗・国歌」に対する態度の強制を明言し、  
教育内容に介入する発言に抗議します

かながわ歴史教育を考える市民の会  
共同代表 高 嶋 伸 欣  
江原由美子  
宇 野 峰 雪

神奈川県には 思想・信条や宗教などの情報の取扱いを禁じた先進的な「個人情報保護条例」があります。県教育委員会がこの条例に違反し、諮問機関の答申を無視して「君が代斉唱」時に不起立だった教職員の氏名を校長から申告させ、保管していることについて 11 月 17 日、神奈川県高等学校の教職員 18 名が その利用停止と損害賠償を求めて横浜地方裁判所に提訴しました。

これに関連して塩谷文部科学相が新学習指導要領に国歌斉唱時の起立を明記する考えを示唆したことが新聞各紙で報道されました。これについて 11 月 18 日、松沢県知事が定例記者会見で賛成の意志を表明されたことに、私たちは非常な危惧と憤りを抑えることができません。松沢知事は、かつて県個人情報保護審議会が丁寧な議論の末に氏名収集を不適とした答申を、確かな論拠もなく否定されましたが、その際も私たちは知事の県条例違反、憲法遵守義務違反について嚴重に抗議しました。しかし何の反省もないことに、民主主義社会の自治体首長としての資格を疑わないわけにはいきません。

知事は、「教職員は国旗・国歌に対するきちっとした態度を生徒の前で示せ」と言われますが、ご自身は「自分の気に入らないことは法を無視し、違反しても構わない」という態度を県民の前に示されたと言えます。それこそ法治国家であることも社会の秩序も破壊して憚らないということです。

提訴した教職員らは、学校教育法にも規定された「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」という教育の遂行を、行政による「日の丸・君が代」の強制によって阻害されたがために、やむにやまれず提訴したものです。強制は教育の対極にあるものです。

自己の思想・信条に反する態度をマナーとか礼儀と称して強制する社会は、全体主義社会にほかなりません。このままでは、私たち県民の自由も民主主義も失われ、子どもたちの未来は国家に従順な道具として戦場に駆り立てられていくことになりかねません。

私たちは、松沢知事が上記の発言を撤回し、思想・信条にかかわる個人情報の保護に努めて、憲法に則った民主的な県政を行われますよう断固として求めます。